

飯田市議会委員会代表質問に関する申し合わせ事項

令和5年12月20日

先例集中、「第2節 代表質問」中「第1 会派代表質問」の見出しを追加した上で、従来の代表質問を「会派代表質問」に置き換え、「第2 委員会代表質問」を追加する。

飯田市議会先例集 第2節 代表質問

第2 委員会代表質問

- (1) 常任委員会は、委員会代表質問を行う者（以下「委員会代表質問者」）を選出し、議長の許可を得て、当該常任委員会が所管する市の一般事務について質問することができる。
- (2) 常任委員会は、次に掲げる事項のいずれかに対して委員会代表質問を行うものとする。
 - ア 1年以上2年未満の長期的な所管事務調査の対象に係る事項
 - イ 1年未満の短期的な所管事務調査の対象に係る事項
 - ウ 委員会が重大であると認めた事案又は事件の発生に係る事項
 - エ 委員構成変更前の委員会による政策提言の検証結果に基づく継続的な調査事項
- (3) 委員会代表質問は、次のとおり運用する。
 - ア 常任委員会は、委員会代表質問者を1名選出する。
 - イ 委員会代表質問者が行う質問の内容は、調査研究活動などにより委員会の共通認識となった内容とする。
 - ウ 委員会代表質問者は、質問事項を箇条書きにした通告書を、委員会代表質問を予定する定例会の告示日の議会運営委員会の開催日の前日までに議長に提出するものとする。
 - エ 議長は、前ウの通告書を、委員会代表質問を予定する定例会の告示日の議会運営委員会に諮るものとする。
 - オ 議会運営委員会は、前ウの通告書について、質問内容が適切なものであるか等を確認する。
 - カ 議長は、前ウの通告書を委員会代表質問が開催される前に議員に配布するものとする。
 - キ 委員会代表質問は、一問一答の方式とし、会派代表質問及び一般質問の上限時間とは別に、質問及び答弁の時間を含めて40分以内とする。
 - ク 複数の常任委員会が同時に委員会代表質問を行う場合は、飯田市議会委員会条例第2条第2項が規定する常任委員会の順番とする。
 - ケ 委員会代表質問のほか、会派代表質問及び一般質問を実施する場合の議事日程は、委員会代表質問、会派代表質問及び一般質問の順とする。
 - コ 委員会代表質問者は、委員会代表質問の内容と重なる事項を除き、会派代表質問又は一般質問を行うことができる。

- (4) 常任委員会は、委員会代表質問の実施後、質問事項に対する執行機関の対応について追跡調査を行い、当該常任委員会が必要と認めた場合は、委員会代表質問を再度行うことができる。
- (5) この申し合わせに定めるもののほか、委員会代表質問の実施に関し必要な事項は、議会運営委員会において協議し、議員及び執行機関へ周知するものとする。